

巻頭言

園と家庭との

連携をよくするために

岡田 正章



保育園と幼稚園と家庭との連携は、園の発祥の時から普遍的な課題である。それは、フレールベルが一八四〇年に世界で初めて幼稚園を創設した時の、幼稚園の目的についての提唱においてきわめて鮮明である。当時名づけられた「一般ドイツ幼稚園」は、「ドイツのすべての家庭を幼稚園すなわち子どもたちの静かな幸福な生活の場」とすることをめざすものであった。

したがって、乳幼児を保育する保育園・幼稚園は園での保育とともに、家庭が心身ともに健やかに成長発達することを援助することを十分なものとしよう、その連携のために工夫し努力してきている。しかし、最近の社会状況のなかでは、往年の、園に保護者とくに母親を招いて母親講座を開いたり、保育参観日を設けて懇談したりすることが困難となってきた。

とくに女性の就労が一般化され、かつ、就業形態が多様化し、保育時間の長時間化が求められている。このことは、従来、保育園に通う乳幼児にみられることであったが、今日そして今後においては、幼稚園に通う幼児にも一般化していくように思われる。

このため、文部省は、幼稚園の教育課程の基準として告示している幼稚園教育要領の平成十一年版において、「地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象とする教育活動」いわゆる預かり保育に対する留意事項を初めて記載し、そのなかで、「家庭との緊密な連携などに配慮して、実施すること」と記している。

厚生省も、保育園の保育内容の参考として全国に通知している保育所保育指針の平成十一年版において、「延長保育・夜間保育」の項を作り、そのなかで、「保護者と密接に協力して、子どもにとって豊かで安定した家庭養育が図られるように支援する」と記している。

これらは何れも、各々の家庭が必要とする園での保育時間を提供することを望んでいるようである。就労は、男女雇用機会均等法が制定され、また、育児休業が父母何れにおい

でも利用できるようになって、男女共生時代の到来が子育てを女性・母親に固有のものとする考え方は変わってきている。しかし、男性・父親が新しい時代の到来に対応して、子育てのための育児休業を利用し、職場を中断して子育てに専念する状況は、道なお遠しの感が大きい。

こうした状況のなかで、親・大人の立場が優先しすぎて、たとえ過渡期的現象という説明もあり得るであろうが、親・大人の就労が第一原理とされ、このため保育園・幼稚園での保育時間の延長が限りなく長くなるということも起こり得ることではないだろうか。これに対し、子どもは家庭・親だけで育つものではなく、多くのさまざまな人のかかわりのなかでよく育つのであり、子育ての社会化が強調され、「家庭での子育ては、時間の長さでなく、質の適否」にあると論ぜられる。

果たして、こうしたことに園はどのような対応をすることが必要であろうか。核家族化、近隣との交流の断絶、育児情報の過多などさまざまな社会要因によって子育ての密室化が育児ノイローゼ、子ども虐待などの起因となっている。これらのために子育ての社会化を図ることは重要である。園が、保育園・幼稚園ともに新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針によって、在園する乳幼児のためだけでなく在宅の乳幼児のための子育て支援セ



ンターとしての機能を果たすこととなったのは、正しくそうした社会的課題にこたえようとするものであり、大切にしたい。

と同時に、保育時間の限らない延長は、親子が心身ともにゆとりをもって、やさしい眼、やさしい肌のふれあい、やさしい言葉の交流によって、真に親密な人間関係を、自然の生活のなかで実現し、この発達段階で育つことの望まれる人間に対する基本的信頼感を確かなものとするに、問題をもつのではないだろうか。

園が、当面、親の求める長さの保育時間を引き受けるとしても、子育ての時間は量よりも質といわれている親子関係のかかわりが、果たしてどのように子どもに享受されているか、親と語り合い、その本物を子どもに提供できるようにしたい。

このためには「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成三年制定）に定められている育児休業、勤務時間の短縮、柔軟な勤務時間の設定などにより、乳幼児をもつ親の労働時間を短縮することが労働界において当然の権利とされ、職場がこれをあたたかく支援するなどの社会改革を実現しなければならない。

園と家庭との連携がよくなるためには、園独自の活動と、それを確かなものとするための社会改革とのあることを問題提起し、関係者の総力によってその実現を期したい。

（育英短期大学）